

提案No.2024004

受付日：令和6年5月17日

所管課：福祉事務所、定住産業課

提案件名	自立支援医療受給の手続きについて
内 容 (要約)	他市町村からの転居で、奥出雲町の自立支援医療受給の手続き、仕組みがややこしくて精神的に負担となります。 UIターンについても、年齢制限があるような事業もあるため、歳を重ねてからのUIターンは歓迎されていない。そんな気持ちになりました。
回 答	奥出雲町では、本町に住所がある方で自立支援医療証（精神通院医療）の交付を受けている方に対して、指定医療機関へ通院した際の医療費を助成しています。また、町外の医療機関へ通院されている場合は通院費の一部を助成しています。 病院等で1割の自己負担額を支払った後、1か月から概ね3か月程度の領収書をまとめて提出していただき、後日町から通院費とあわせて助成金を指定口座に振り込むものです。なお、定期的な申請が困難な場合は、遅くとも年度内の申請をお願いしています。 申請は、仁多庁舎福祉事務所または横田庁舎税務課窓口で受け付けていますので、必要なもの（病院等の領収書、自立支援医療受給者証、自己負担上限額管理票（お持ちの方）、振込口座のわかるもの（初めて申請される方））を持参していただき手続きをお願いいたします。 この医療費等の助成は本町が独自で行っているサービスであり、転入前の自治体で行われていた助成と異なる場合があります。そのため手続き等も違ってまいりますのでご理解をいただきたいと思います。 町民課窓口では、自立支援医療受給者証をお持ちの方へは転入届にあわせて住所変更等の手続きを行っていただくよう案内しています。 引き続き、手続きをしていただく際には、丁寧な説明に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。 また、移住支援について、以前は町へUIターンされた40歳以下の方へ奨励金等を交付しておりましたが、現在は同様の事業はしておりません。移住支援は全ての方が対象であり、町でも「まち・ひと・しごとセンター」を設置し、住まい・しごと・くらしのトータルサポートをしています。お困りごとなどありましたらお気軽にご相談下さい。